

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	山形県舟形町

舟形町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	舟形町産業振興課
所在地	山形県最上郡舟形町舟形263
電話番号	0233-32-2111
FAX番号	0233-32-3250
メールアドレス	

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、タヌキ、ノウサギ、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	山形県舟形町

2. 鳥獣による農林水産等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値 (ha)	被害金額 (千円)
ツキノワグマ	果樹	0.12	127
イノシシ	野菜	0.31	200
	飼料作物	0.01	10
ニホンザル	果樹	0.05	100
ハクビシン	野菜	0.0	0
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹	0.0	0
タヌキ	野菜	0.0	0
	果樹	0.0	0
ノウサギ	果樹	0.0	0
サギ類	水稲	0.0	0
	魚類	0.0	0
ウソ	果樹	0.0	0
ヒヨドリ	果樹	0.0	0
カワウ	魚類	0.0	0

(2) 被害の傾向

・ツキノワグマ	町の中山間部のほぼ全域で出没が確認されており、果樹を中心に大きな被害がある。中山間部では集落内での目撃も確認されており、人的被害が懸念される。
・イノシシ	ゆり根、根曲り竹の食害や水田の畦畔を壊すなどの被害報告のほか、目撃情報が増加している。
・ニホンザル	頻繁に目撃情報やサクランボ（自家用）の被害報告があり、被害の拡大が懸念される。

・ハクビシン	町内全域に生息しており、国の調査報告には計上しない自家用野菜の被害のみである。
・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	町内全域に生息しており、春から秋にかけて、新芽や果樹の食害がある。
・タヌキ	町の全域で出没が確認されており、国の調査報告には計上しない自家用野菜の被害のみである。
・ノウサギ	町の中山間部の果樹を中心に、降雪期の果樹の新芽の食害がある。
・サギ類	夏場に被害が多く、稲を踏み倒すなど生育に影響を及ぼしている。
・ウソ	果樹や桜の花芽の食害が見られる。農作物への大きな被害がなかったため、国の調査報告には計上していない。
・ヒヨドリ	町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけて果樹の食害がある。
・カワウ	鮎、ハヤ、カジカ等への被害が顕著である。被害区域は、最上小国川、最上川流域が主となっている。天然稚鮎の遡上や産卵期における食害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成31年度）	
	被害面積（ha）	被害額（千円）	被害面積（ha）	被害額（千円）
ツキノワグマ	0.12	127	0.06	63
イノシシ	0.31	200	0.155	100
	0.01	10	0.005	5
ニホンザル	0.05	100	0.025	50
ハクビシン	0.0	0	0.0	0
ハシブトガラス ハシボソガラス	0.0	0	0.0	0
タヌキ	0.0	0	0.0	0
ノウサギ	0.0	0	0.0	0
サギ類	0.0	0	0.0	0
ウソ	0.0	0	0.0	0
ヒヨドリ	0.0	0	0.0	0
カワウ	0.0	0	0.0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲において実施してきた。・この捕獲においては、銃器及び捕獲用檻で実施している。	<ul style="list-style-type: none">・捕獲体制については、猟友会会員により行われてきたが、高齢化により担い手不足が深刻化している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・個人で爆音機や防鳥ネット等を設置し対応している。・初期被害防止対策として、花火による追い払いを実施している。	<ul style="list-style-type: none">・個人レベルでの防除には限界があり、集落ごと、地域ごとの集団的防除が必要とされるが、集約化し実践に結び付けることが難しい。

(5) 今後の取組方針

これまでの対策は、有害捕獲での対応以外は個別に対応してきたため効果的な対策ではなかったのが現状である。

- ・県の第12次鳥獣保護管理事業計画、県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関と連携し、安全かつ効果的な捕獲と鳥獣の保護の調整に努める。

- ・協議会主催による研修会、講習会を開催し専門家による助言、指導を仰ぎ、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりや農作物被害の軽減策に向けた体制強化を図っていく。

- ・現行の捕獲隊である猟友会の担い手不足を解消するため、狩猟免許取得者を増加させる方策を検討していく。

3. 対象鳥獣の捕獲体制

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各地区、団体及び舟形町鳥獣被害防止対策協議会などからの依頼に基づき、舟形町鳥獣被害対策実施隊が対象鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29～ 31	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス タヌキ ノウサギ サギ類 ウソ ヒヨドリ カワウ	箱わな、くくりわな購入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ 「第3期山形県ツキノワグマ保護管理計画」に基づき捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。 ・イノシシ、ニホンザル、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ 山形県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、わな、銃器等により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	29年度	30年度	31年度
ツキノワグマ	県ツキノワグマ保護管理計画に基づく	県ツキノワグマ保護管理計画に基づく	県ツキノワグマ保護管理計画に基づく
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	30匹	30匹	30匹
ハシブトガラス ハシボソガラス	50羽	50羽	50羽

タヌキ	30匹	30匹	30匹
ノウサギ	50羽	50羽	50羽
サギ類	50羽	50羽	50羽
ウソ	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
捕獲については、銃器及びわな等によって行うが、被害状況や目撃情報に応じて猟友会との連携を図りながら最も効果的な捕獲方法、場所等を検討し実施する。なお、錯誤捕獲のないように留意し、錯誤捕獲が起きた場合は、速やかに関係機関に連絡し対応を図る。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
舟形町	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	29年度～31年度
イノシシ	関係者と協議のうえ整備する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度～ 31年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス タヌキ ノウサギ サギ類	研修会、講習会を開催し、被害防止の技術向上を図る。 猟銃や追い払い用火火を用いた追い払い活動。 廃果や農作物残渣等の適切処理。

	ウソ ヒヨドリ カワウ	
--	-------------------	--

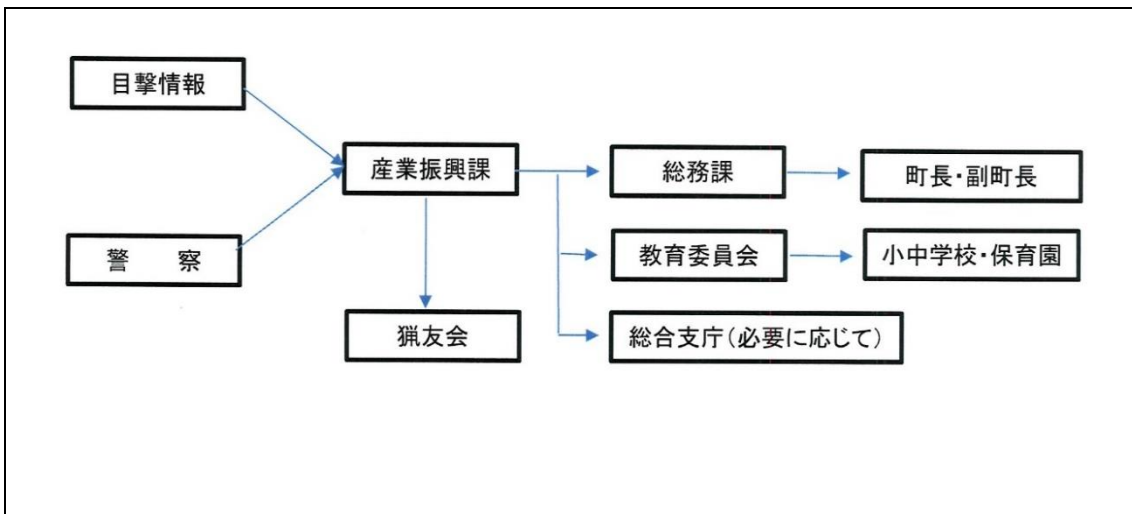
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
舟形町	捕獲の許可、関係機関への連絡調整、住民への周知活動
舟形町猟友会	周辺のパトロール、鳥獣捕獲
新庄警察署	住民への広報及び安全確保

(2) 緊急時の連絡体制

イメージ図



6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	舟形町鳥獣被害防止対策協議会
舟形町	統括、事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。
山形県最上総合支庁	被害防止の指導、支援を行い、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
舟形町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
新庄警察署	住民の安全安心の確保

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、平成29年度に設置予定である。町長が指名した職員及び猟友会より推薦された捕獲員等で組織し、被害防止策の普及啓発及び捕獲の指示、追い払いの指導等により、鳥獣被害対策の普及推進を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設、焼却、自家消費などの適切な処理を行う。
ただし、ツキノワグマ及びイノシシについては、食用等に使用可能な場合は有効活用を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣に適した食品の利用を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更を行うものとする。